

学校施設有効活用事業 利用の手引き

～新型コロナウイルス感染症対策編～

川崎市教育委員会事務局生涯学習推進課

令和2年7月14日

1 再開に向けた基本的な考え方

学校施設有効活用事業（学校施設開放）については、感染拡大防止の観点から、これまで利用を中止してまいりましたが、再開に向けた「学校施設有効活用事業利用の手引き～新型コロナウイルス感染症対策編～」を作成しました。この手引きは、「学校施設有効活用事業実施の手引き（令和2年1月改訂）」と併せて御活用ください。

学校施設開放は、学校教育に支障のない範囲での開放を原則としており、児童・生徒の健康と安全、学校生活の安定を前提に、施設開放に関わる方々の健康と安全、周辺地域の方々への配慮を行いながら、活動を再開していただく必要があります。

現在、学校は、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、相当の長期にわたってウイルスと共存していかざるを得ないという認識に立ち、実施可能な教育活動を段階的に開始していくことで、子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立を可能な限り図っていくという基本的な考え方に基づき、運営されています。児童・生徒又は教職員が感染した場合は、原則当該校は臨時休業となるほか、学校行事の精選、異学年交流の見直し、特別教室の利用抑制、部活動の段階的实施等が定められています。（11頁参照）

学校施設開放についても、学校を利用する地域の方々や安全面はもとより、児童・生徒の学校生活の状況などに配慮しながら、十分な感染症対策のもと、円滑な利用につなげていくため、感染防止に向けた新たなルール等を学校ごとに定めた上で、実施可能な活動を再開していくことが必要となります。

「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避けることや、「人と人との間隔の確保」「マスクの着用」「手洗い」などの基本的な感染対策を継続し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」への移行が求められる中、学校・地域・本事業に関わるすべての皆様の安全・健康を守りながら事業を再開し、継続していくために、引き続き、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、この手引きは、国や県等の情報や感染状況を踏まえ、更新する場合があります。

新型コロナウイルス感染症の集団感染を防ぐために、
次の3つの事項を徹底することが重要であるとされています。

- 1 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- 2 多くの人や手の届く範囲に集まらないための配慮
- 3 近距離での会話や大声での発生をできるかぎり控える

2 利用上の注意

学校施設開放の再開にあたり、学校内における感染及びそのリスクを可能な限り低減させるため、健康・安全に配慮し、感染症対策を講じた上で活動してください。

(1) 施設利用に伴う必要事項

- 学校敷地内に入る全員の方が、活動当日に「健康チェック表」(8頁)による確認を行い、該当する項目がひとつでもあった参加予定者は、来校を見合わせます。
- 代表者は、参加者全員の健康チェック状況について、活動開始前に確認を行います。
※「健康チェック表」は、各自利用最終日から少なくとも1カ月保管してください。
- 代表者は、「学校施設開放利用報告書【感染症対策用】(様式4)」(10頁)を提出します。
- 代表者は、当日活動に参加した方(応援、見送り、送迎を含む学校敷地内に入る全員の方)の氏名及び緊急連絡先を記載した参加者名簿を作成の上、利用後少なくとも1カ月保管します。
※万が一感染が発生した場合は保健所等の公的機関に協力し、情報提供を行っていただく場合がありますので、その旨を事前に参加者へ周知してください。
- 代表者は、団体内に施設の利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症の感染者等(感染の疑い、濃厚接触含む)が判明した場合は、学校及び教育委員会へ速やかに報告します。

(2) 施設利用上の基本的な対策

- 開放管理者及び開放指導員の指導に従い、感染症対策を講じた上で、適切に利用します。
- 消毒液を持参し、活動前と活動後に家事用手袋を着用の上、各学校の対応に準じ、施設(ドアノブ、手すり、スイッチ等)、机、椅子などの備品・用具の消毒を行います。また、消毒は、利用時間内に行います。
- 水道場やトイレなど、特に衛生面での注意が必要な場所の使用については、学校及び学校施設開放運営委員会の方針に基づき適切に対応します。
- ゴミの持ち帰りを徹底し、用具等の置き忘れのないよう、退出時の確認を徹底します。

設備等の消毒について

- ◇設備・備品・用具などの消毒は、各利用団体が、活動前と活動後に、利用時間内で行ってください。
- ◇消毒液等、消毒に必要なものは、各利用団体で御用意ください。(13~16頁参照)
- ◇どこをどのように消毒するかなど、対応の方法については、学校や学校施設開放委員会の指示に従ってください。

(3) 活動上の基本的な対策

- 活動に際し、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底します。
- マスク着用のうえ来校し、活動時もマスクを着用します（スポーツ活動中は除く）。
- 活動に必要な用具は持参します。
- 窓またはドアの常時開放または定期的な開放など、換気を徹底します。
- 近距離での会話や大きな声での発声・応援等飛沫の飛散を極力避けて活動します。
- 利用者同士の距離（おおむね1～2m。できるだけ2m以上）を確保します（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。また、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い競技や音楽活動（吹奏楽、合唱等）については、活動内容の工夫や変更を行います。
- 運動・スポーツを行う場合は、活動中の呼気の影響を避ける位置取りなどの工夫を行うとともに、タオルの共用、水分補給の際の回し飲み等を避けて活動します。

従来の利用上の注意（「学校施設有効活用事業実施の手引き」より抜粋）

学校施設の開放によって学校教育に支障が生じることがないように、また、各団体が気持ちよく施設を利用することができるように、利用の際には以下の点に注意するよう、周知徹底してください。

- 施設、設備を汚したり、傷つけたりしないでください。万が一、破損してしまった場合には、ただちに開放管理者へ報告するとともに、利用団体の責任者がすみやかに対応・復旧してください。
- 施設の利用に際しては、開放管理者、開放指導員の指示に従ってください。
- 利用中のケガや事故・盗難などについては責任を負いかねますので、安全確保や保険への加入は利用団体で対応してください。
- 無断で設備や用具を移動したり、所定の場所以外に立ち入らないでください。
- 活動に必要な備品・用具は各団体で御用意ください。学校では用意はしません。
- 学校の施設・設備及び用具等を借用した場合は、所定の位置に納め現状に復するとともに、清掃し、ゴミ等は利用者が持ち帰ってください。
- 施設内での飲食物の販売、火気の使用、飲食、喫煙は厳禁とします。
- 体育館及び特別教室では必ず上履きに履き替えてください（土足厳禁）。
- 学校や教育委員会の行事、施設・設備の状況等により、急遽、利用の中止をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 車での来校は原則として御遠慮ください。
- 学校周辺への環境（騒音、ゴミの投棄、路上駐車、路上喫煙等）には御配慮ください。
- 上記のルールや規則を守れない時には、開放管理者や開放運営委員会の判断で利用を制限または禁止いたします。

3 利用再開にあたって必要な書類

利用前	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設開放における感染症対策（確認書）（6頁） ※提出〆切：各団体が再開後初めて利用する日まで 川崎市学校施設開放利用申込書（様式2・3）
利用日	<ul style="list-style-type: none"> 健康チェック表（8頁）【個人保管】 参加者名簿（書式自由）【代表者保管】
利用後	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設開放利用報告書【感染症対策用】（様式4）（10頁） ※「学校施設開放利用報告書（様式4）」を変更しています。再開後は変更後の様式を利用してください。 <変更点>「その他（連絡事項）」の欄に感染症対策についてのチェック項目を追加しました。

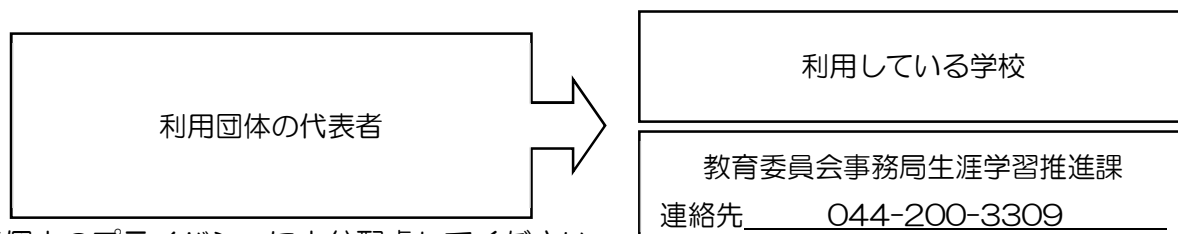
※いずれも利用最終日から、少なくとも1カ月保管してください。

4 感染症が起こってしまった場合

(1) 連絡手順

新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合は、医療機関の主治医もしくは区役所衛生課（保健所支所）から、本人に検査結果が伝えられます。

利用後2週間以内に、感染者等（感染の疑い、濃厚接触含む）が発生したことが判明した場合は、学校及び教育委員会へただちに連絡をお願いします。



※個人のプライバシーに十分配慮してください。

(2) 利用及び活動の中止

- 感染者等（感染の疑い、濃厚接触含む）が利用した施設の開放はただちに中止となります。
※再開の日程は協議の上決定するものとします。
- 濃厚接触者等が特定されるまでの間活動を中止し、健康観察及び感染症拡大防止について注意喚起を行ってください。

- 事業の継続に向けて、学校施設開放運営委員会との情報共有や利用ルール・マナーの定期的な確認をお願いします。
- 御自身の健康と安全に十分配慮しながら、活動をお願いします。
- 児童・生徒・教職員に感染症が発生し、当該学校で臨時休業措置が取られた場合は、学校施設開放利用についても中止となります。
- 今後の状況に応じ、学校毎または全市一斉に臨時休業措置がとられた場合には、学校施設開放についても利用中止となりますので、よろしくお願いします。

参考資料

- 1 各種様式類
 - ・「学校施設開放における感染症対策（確認書）【提出用】」
 - ・「学校施設開放における感染症対策（確認書）【団体（控）】」
 - ・「健康チェック表」
 - ・「学校施設開放 参加者名簿」
 - ・「学校施設開放利用報告書（様式4）【感染症対策用】」
- 2 報道発表資料「市立学校の再開について（令和2年5月21日時点）」
- 3 新型コロナウイルス対策「身のまわりを清潔にしましょう」（厚生労働省・経済産業省）
- 4 新型コロナウイルス対策「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」（経済産業省・独立行政法人 製品評価技術基盤機構）」
- 5 「感染症対策へのご協力をお願いします（首相官邸・厚生労働省）」
- 6 「スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人 日本スポーツ協会）」

※各種様式類は、川崎市教育委員会ホームページからもダウンロードできます。

生涯学習推進課 地域教育・寺子屋事業推進当

電話200-3309

メール：88syogai@city.kawasaki.jp

学校施設開放における感染症対策(確認書)

学校施設開放の再開にあたり、健康・安全に配慮し、感染症対策を講じた上で活動していただく必要がありますので、以下の項目を御確認いただき、団体名等を記入の上、御提出ください。

1 施設利用に伴う必要事項

- (1) 学校敷地内に入る全員が、活動当日に「健康チェック表」による確認を行い、該当する項目がひとつでもあった利用予定者は、来校を見合わせるよう徹底します。
- (2) 代表者は、全員の健康チェック状況について、活動開始前に確認を行います。
※「健康チェック表」は、各自利用最終日から少なくとも1カ月保管してください。
- (3) 代表者は、「学校施設開放利用報告書【感染症対策用】(様式4)」を提出します。
- (4) 代表者は、当日活動に参加した全員の名簿(氏名、緊急連絡先)を作成の上、少なくとも利用後1カ月保管し、万が一感染が発生した場合は保健所等の公的機関に協力し情報提供を行います。
- (5) 代表者は、団体内に施設の利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症の感染者等(感染の疑い、濃厚接触含む)が判明した場合は、学校及び教育委員会へ速やかに報告します。

2 施設利用上の基本的な対策

- (1) 開放管理者及び開放指導員の指導に従い、感染症対策を講じた上で、適切に利用します。
- (2) 消毒液を持参し、活動前と活動後に家事用手袋を着用の上、各学校の対応に準じ、施設(ドアノブ、手すり、スイッチ等)、机、椅子などの備品・用具の消毒を適切に行います。また、消毒は、利用時間内に行います。
- (3) 水道場やトイレなど、特に衛生面での注意が必要な場所の使用については、学校及び学校施設開放運営委員会の方針に基づき適切に対応します。
- (4) ゴミの持ち帰りを徹底し、用具等の置き忘れのないよう、退出時の確認を徹底します。

3 活動上の基本的な対策

- (1) 活動に際し、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底します。
- (2) マスク着用の上来校し、活動時もマスクを着用します(スポーツ活動中は除く)。
- (3) 活動に必要な用具は持参します。
- (4) 窓またはドアの常時開放または定期的な開放など、換気を徹底します。
- (5) 近距離での会話や大きな声での発声・応援等飛沫の飛散を極力避けて活動します。
- (6) 利用者同士の距離(おおむね1~2m。できるだけ2m以上)を確保します(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)。また、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い競技や音楽活動(吹奏楽、合唱等)については、活動内容の工夫や変更を行います。
- (7) 運動・スポーツを行う場合は、活動中の呼気の影響を避ける位置取りなどの工夫を行うとともに、タオルの共用、水分補給の際の回し飲み等を避けて活動します。

川崎市教育委員会 宛

上記の項目を踏まえ、感染症対策を講じて活動を行います。

年 月 日 学校名 川崎市立 学校

団体名 _____

代表者名 _____

学校施設開放における感染症対策（確認書）

1 施設利用に伴う必要事項

- (1) 学校敷地内に入る全員が、活動当日に「健康チェック表」による確認を行い、該当する項目がひとつでもあった利用予定者は、来校を見合わせるよう徹底します。
- (2) 代表者は、全員の健康チェック状況について、活動開始前に確認を行います。
※「健康チェック表」は、各自利用最終日から少なくとも1カ月保管してください。
- (3) 代表者は、「学校施設開放利用報告書【感染症対策用】（様式4）」を提出します。
- (4) 代表者は、当日活動に参加した全員の名簿（氏名、緊急連絡先）を作成の上、少なくとも利用後1カ月保管し、万が一感染が発生した場合は保健所等の公的機関に協力し情報提供を行います。
- (5) 代表者は、団体内に施設の利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症の感染者等（感染の疑い、濃厚接触含む）が判明した場合は、学校及び教育委員会へ速やかに報告します。

2 施設利用上の基本的な対策

- (1) 開放管理者及び開放指導員の指導に従い、感染症対策を講じた上で、適切に利用します。
- (2) 消毒液を持参し、活動前と活動後に家事用手袋を着用の上、各学校の対応に準じ、施設（ドアノブ、手すり、スイッチ等）、机、椅子などの備品・用具の消毒を適切に行います。また、消毒は、利用時間内に行います。
- (3) 水道場やトイレなど、特に衛生面での注意が必要な場所の使用については、学校及び学校施設開放運営委員会の方針に基づき適切に対応します。
- (4) ゴミの持ち帰りを徹底し、用具等の置き忘れのないよう、退出時の確認を徹底します。

3 活動上の基本的な対策

- (1) 活動に際し、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底します。
- (2) マスク着用の上に来校し、活動時もマスクを着用します（スポーツ活動中は除く）。
- (3) 活動に必要な用具は持参します。
- (4) 窓またはドアの常時開放または定期的な開放など、換気を徹底します。
- (5) 近距離での会話や大きな声での発声・応援等飛沫の飛散を極力避けて活動します。
- (6) 利用者同士の距離（おおむね1～2m。できるだけ2m以上）を確保します（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。また、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い競技や音楽活動（吹奏楽、合唱等）については、活動内容の工夫や変更を行います。
- (7) 運動・スポーツを行う場合は、活動中の呼気の影響を避ける位置取りなどの工夫を行うとともに、タオルの共用、水分補給の際の回し飲み等を避けて活動します。

上記の項目を踏まえ、感染症対策を講じて活動を行います。

◎ この確認書は団体（控）です。

◎ **提出用**の確認書は、学校施設開放運営委員会に提出してください。

～感染症対策を講じながら活動していただくために、活動前に健康チェックをお願いします～

健康チェック表

◎活動日当日、下記の1～8の項目に該当がないか確認の上、表に記入してください。

◎下記の1～8の項目に該当がなければ、団体代表者の方に提示してください。

◎下記の1～8の項目に、ひとつでも該当する項目があった場合は、来校を見合わせてください。

- 1 37.5℃以上の発熱または平熱比1℃超過
- 2 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- 3 だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- 4 嗅覚や味覚の異常
- 5 体が重く感じる、疲れやすい等
- 6 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触
- 7 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 8 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

活 動 日	体 温	上記 1～8 について該当の有無	団体確認
月 日 ()	℃	あり ・ なし	
月 日 ()	℃	あり ・ なし	
月 日 ()	℃	あり ・ なし	
月 日 ()	℃	あり ・ なし	
月 日 ()	℃	あり ・ なし	
月 日 ()	℃	あり ・ なし	
月 日 ()	℃	あり ・ なし	

川崎市立 _____ 学校

団体名 _____ 氏名 _____

◎万が一感染が発生した場合に備え、「健康チェック表」は、各自利用最終日から少なくとも1カ月保管してください。

学校施設開放 参加者名簿

学校名 _____ 学校

利用場所 _____

団体名 _____

☆ 利用日と出欠席○×を記入 ☆

	参加者氏名	緊急連絡先	利用日	利用日	利用日	利用日	利用日
			/	/	/	/	/
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※応援・見守り・送迎を含む学校敷地内に入る全員を記入してください。

※万が一感染が発生した場合に備え、利用最終日から少なくとも1カ月保管してください。

市立学校の再開について (令和2年5月21日時点)

市立学校につきましては、本年3月4日(水)から5月31日(日)まで臨時休業としておりましたが、本日開催されました川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、**今月中に国の緊急事態宣言が解除されることを前提として、6月1日(月)から市立学校を再開する準備を始める**ことを決定いたしましたのでお知らせします。

<学校再開について>

- ・今月中に神奈川県に対する国の緊急事態宣言が解除された場合には、令和2年6月1日(月)から、市立学校全校において段階的に教育活動を再開
- ・なお、緊急事態宣言等が延長された場合には、当該宣言等に定める期限まで、臨時休業期間を延長する予定です。

<学校再開に向けた基本的な考え方について>

- ・学校再開に当たっては新型コロナウイルス感染症が終息するまで、**相当の長期にわたってウイルスと共存していかざるを得ない**という認識に立ち、**実施可能な教育活動を段階的に開始**していくことで、**子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立を、可能な限り図っていく。**

<今後の想定スケジュールについて>

- ・5月25日(月)～5月29日(金) : 児童生徒の状況把握(登校日、家庭訪問、電話連絡等)
- ・6月1日(月)～6月12日(金) : 分散登校期間
- ・6月15日(月)～7月31日(金) : 通常登校(給食有り)
- ・8月1日(土)～8月16日(日) : 夏季休業
 - ※ うち、8月3日(月)～8月7日(金)は、各学校での補習等、学習補充奨励期間とする。
- ・12月26日(土)～1月4日(月) : 冬季休業

<感染拡大防止に向けた主な取組について>

- ・換気の徹底、マスクの着用、手洗い等の励行
- ・発熱等の健康状態の把握、自宅休養の徹底
- ・学校行事の精選、開催方法の工夫
- ・異学年交流の見直し
- ・特別教室の利用抑制(使用する場合は、消毒の実施等)
- ・給食実施の配慮(配膳時の衛生管理の徹底等)
- ・学校の臨時休業ルール^{の策定・運用}
 - ⇒ 児童生徒又は教職員が感染... 原則当該校を2週間の臨時休業
 - ⇒ 児童生徒又は教職員が濃厚接触者... 原則当該児童生徒又は教職員を2週間の自宅待機
- ・共用スペース、ドアノブ等の定期的な消毒
- ・部活動の段階的实施、活動方法の工夫(6月15日を目途に実施可能な活動から段階的に再開) 等

【問合せ先】

川崎市教育委員会事務局
学校教育部指導課 細見、猫橋
電話：044-200-3284、3318

市立学校の再開に向けて

市立学校が3月4日に臨時休業となってから、約3か月が経過しようとしています。この間、保護者の皆さまや子どもたちには、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休校や外出の自粛要請にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

この度、5月末日までに国の緊急事態宣言が解除されることを前提としてではありませんが、6月1日から市立学校を再開する準備を始めることとしました。もちろん、宣言が解除されても、新型コロナウイルスの感染リスクがゼロになった訳ではありません。最近よく「アフターコロナ」という言葉を耳にしますが、私たちはその時期を迎えるまで、ウイルスと共存していかざるを得ません。一方で、単に学習が遅れていることに止まらず、伸び伸びと遊んだり、友だちと学び合う機会が無くなるなど学校の臨時休業を続けることによる子どもたちの心身の問題を含めたリスクも顕在化してきています。このような状況の中でありますので、感染リスクを減らす手立てをしっかりと講じたうえで、学校を再開することにしました。

まず、5月下旬から家庭訪問や電話連絡などで子どもたちの状況を把握する準備期間を設けます。その上で、6月1日からは分散登校の期間とし、6月15日から通常登校として給食も再開する予定です。分散登校期間中は、子どもたちの下校時間が通常より早くなる関係で給食がありませんので、ご理解をお願いいたします。中には、「当面は、どうしても感染が心配で学校に行かせたくない」という思いを抱かれる保護者がいらっしゃると思います。そうした場合には欠席扱いにせず、家庭学習の課題を提出していただくなどの柔軟な対応をしたいと考えています。

さらに、夏休みは16日程度、冬休みは10日程度と例年より短縮するとともに、夏休み期間中には各学校で補習等を実施し、臨時休業による影響を取り戻していきます。また、令和5年度までの当初計画を前倒しして今年度中には市立学校の全ての子どもに1人1台のパソコンを用意して、学習環境を整えていく予定です。

学校再開後も、新型コロナウイルス感染症については、通常のインフルエンザより厳しい基準で臨時休業を行うなどして、感染拡大の抑止をしていきます。感染リスクをゼロにはできない中での再開は様々なご意見があると思いますが、子どもたちの学び保障と感染リスクを最小限に抑えることの両立に向け、保護者の皆さまと共に課題を共有しながら、川崎の子どもたちのために最善の選択をしたいと思っておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年5月21日

川崎市長 福田 紀彦

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



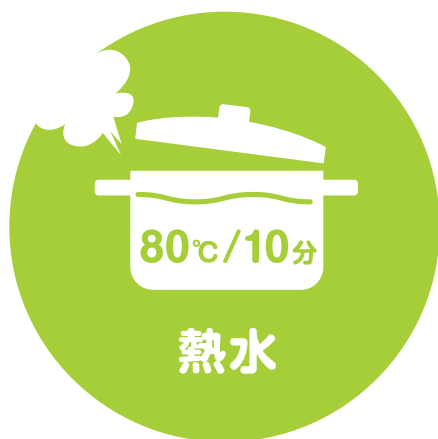
手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ	1回	約0.01% (数百個)
	2回繰り返す	約0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80°Cの熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度0.05%に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



- 【使用時の注意】
- ・換気をしてください。
 - ・家事用手袋を着用してください。
 - ・他の薬品と混ぜないでください。
 - ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品25mL(商品付属のキャップ1杯) [*] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)が目安です。</small>
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
西友/サニー/ リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品12mL(商品付属のキャップ1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています（随時更新）

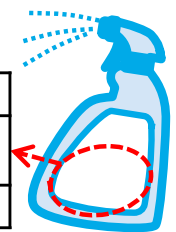
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

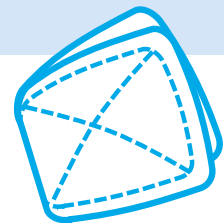
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミノオキシド）、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月28日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

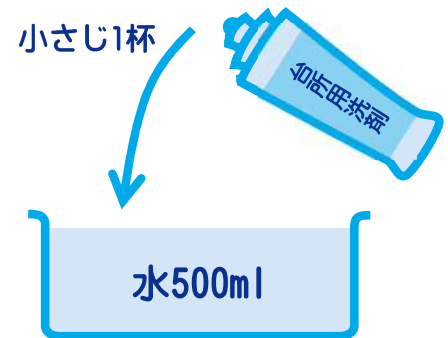
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



これから暑い日が続きます。これまでの新型コロナウイルス感染症対策とあわせて、熱中症予防対策が必要となります。特に、これまでの外出自粛の影響により、体力の低下や暑さに慣れていないこと、そして、マスクをつけてスポーツを行うと熱放散が妨げられることから、通常よりも熱中症のリスクが高くなりますので、より注意が必要となります。

なお、このメッセージは各地で徐々にスポーツ活動が再開される状況に対するものです。

スポーツ活動再開時の 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ医・科学委員会委員長 川原 貴

新型コロナウイルスの感染経路は、飛沫感染と接触感染だと考えられています。そのため、スポーツ活動時の対策としては、いわゆる三つの密を避けることはもちろん、次のことが重要です。

- 周囲の人と距離を空ける
- こまめに手洗いあるいはアルコール消毒を行う
- スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する



①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



出典：首相官邸HPより

(注) 掲載内容については、現段階で得られている知見等を踏まえ、取りまとめています。今後、新たな知見等によって、適宜見直しが行われることがあることを予めご了承ください。【令和2年5月25日更新】

スポーツ活動の再開時は、以下についての配慮が必要となります。

1) 体力低下と暑熱順化に配慮する※1

これまでの外出自粛の影響により体力が低下していること、暑さへ慣れていないことが想定されます。これらは熱中症発症のリスク要因となるため、スポーツ活動を再開する場合はくれぐれも無理のないよう慎重に、運動強度を調節し、適宜休憩をとり、適切な水分補給を心がけてください。

2) 日頃の体調管理と体調チェックを徹底する※2

体調が悪いと体温調節機能が低下し、熱中症につながります。日頃から睡眠、食事をしっかりと、生活リズムを整えるなど体調管理に配慮するとともに、スポーツ活動を行う前に必ず体調をチェックするように心がけてください。このことは、スポーツ活動中の熱中症予防はもちろん、新型コロナウイルス感染症対策にもつながります。

3) マスクを着用しない場合は

周囲の人との距離を十分に空ける※2、3

飛沫の拡散を防ぐため、日常生活ではできるだけマスクを着用することが推奨されています。ただし、マスクをつけてスポーツを行うと呼吸がしづらくなるため、マスクをつける場合にはこれまでよりも運動強度を落として行うよう心がけてください。マスクを着用しない場合は、周囲の人との距離を十分に空けるよう心がけてください。

※1 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（日本スポーツ協会）

熱中症予防対策としては、基本的にはこれまでと同じです。スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げるものです。熱中症予防の原則として「スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条」としてまとめています。
<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html#guide01>



※2 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会）

新型コロナウイルスへの感染防止策として、1) スポーツの種類に関わらず、スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離を空けること、2) 直前の体調を確認すること（検温、症状の有無など）、3) スポーツ活動中以外についてはマスクを着用すること（スポーツ活動中は参加者等の判断による）などが定められています。

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>



※3 学校の体育の授業におけるマスク着用必要性について（スポーツ庁）

体育の授業においては、熱中症等の身体へのリスクを考慮し、児童生徒の間隔を十分に確保することや、不必要な会話をしないなどの対策を講じれば、マスクを着用する必要はないと提示されています。その他、授業前後の移動中にはマスクを着用することや、教師は原則マスクを着用することなどの感染症対策についてまとめられています。

https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf



「N95」などの医療機関で使用される高機能マスクは通気性が悪く、スポーツ活動時の使用は勧められません。飛沫の拡散を予防することが目的となるため、普通のマスクで結構です。あるいは、マスクの代用としてネックゲイターやバンドナで顔を覆うなど工夫してください。疲れたらマスクを外して休憩を取りましょう。

